

報告第9号

専決処分の報告について

玉川上水旧水路緑道再整備工事（その3）請負契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月3日

渋谷区長 長谷部 健

1 契約の件名 玉川上水旧水路緑道再整備工事（その3）

2 契約の相手方 渋谷区恵比寿南三丁目7番5号

東光園緑化株式会社

代表取締役 滝澤 壽文

3 専決処分事項

契約金額の増額

専決処分前の契約金額 473,000,000円

専決処分後の契約金額 479,992,700円

専決処分した契約金額の増額 6,992,700円

4 専決処分年月日 令和8年3月25日